

事 務 連 絡
平成 18 年 4 月 12 日

各都道府県障害程度区分担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課障害程度区分係

障害程度区分関係資料等の訂正について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

さて、標記について、先日発出した下記資料の正誤表を作成しましたので、適宜修正等をお願いいたします。

なお、修正後の電子媒体は厚生労働省ホームページに近々掲載する予定です。

※ 厚生労働省ホームページ（障害者福祉のページ）
<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/index.html>>

記

- ・ 市町村審査会の運営について（平成18年3月17日付障発第0317006号）
- ・ 障害程度区分における「認定調査票記入の手引き」及び「医師意見書記載の手引き」について（平成18年3月17日付障企発第0317001号）
- ・ 障害程度区分認定調査員マニュアル及び市町村審査会委員マニュアルの送付について（平成18年3月17日付事務連絡）
- ・ 障害程度区分の医師意見書の取扱いについて（平成18年3月31日付事務連絡）

【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部
精神・障害保健課 障害程度区分係
佐藤、武田
TEL 03-5253-1111（内線 3026）
FAX 03-3593-2008

● 市町村審査会の運営について(平成 18 年 3 月 17 日付障発第 0317006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)にかかる正誤表

○正誤表 (「市町村審査会運営要綱」)

要綱	誤	正
9	<p>① 認定の有効期間を定める場合の留意事項</p> <p>「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上）で設定するかどうかの検討を行う。なお、初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年<u>間</u>6ヶ月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。</p>	<p>① 認定の有効期間を定める場合の留意事項</p> <p>「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上）で設定するかどうかの検討を行う。なお、初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年6ヶ月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。</p>

●障害程度区分における「認定調査票記入の手引き」及び「医師意見書記載の手引き」について（平成18年3月17日付障企発第0317001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）にかかる正誤表

○正誤表（別添1「認定調査票記入の手引き」）

認定調査票 項目	誤	正
2-7	<p>「3.一部介助」 (ア) 自分一人では移動ができないため、部分的に介助が行われている場合をいう。 (イ) 介護者が必要な場所へ移動するために手を添えたり、体幹を支えたり、敷居などの段差で車いすを押す等の介助が行われている場合も含まれる。</p>	<p>「3.一部介助」 (ア) 自分一人では移動ができないため、部分的に介助が行われている場合をいう。 (イ) 介護者が必要な場所へ移動するために手を添えたり、体幹を支えたり、敷居などの段差で車いすを押す等の介助が行われている場合も含まれる。 <u>(ウ) 常に声かけをしなければならない場合や強い促し、助言が必要な場合も含まれる。</u></p>
4-2	<p>※着眼点 咀嚼（食べ物を噛む）とは異なり、えん下（飲み込む）という行為ができるかどうかのみに着目して評価する。咀嚼力、口腔内の状況（歯がない等）、<u>えん下と関連する精神面の問題（飲み込む意思がない等）の有無等</u>について評価する項目ではない。</p>	<p>※着眼点 咀嚼（食べ物を噛む）とは異なり、えん下（飲み込む）という行為ができるかどうかのみに着目して評価する。咀嚼力、口腔内の状況（歯がない等）について評価する項目ではない。</p>
5-2	<p><u>下着や靴下は含めない。</u></p>	<p>削除</p>
7	<p>フ. 知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で食に関する<u>異常な行動</u>、あるいは複数の行動が認められる場合をいう。</p>	<p>フ. 知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で食に関する<u>行動障害</u>、あるいは複数の行動が認められる場合をいう。</p>
8	<p>☆選択肢の判断基準</p>	<p>☆選択肢の判断基準 <u>「8.疼痛の看護」</u> 疼痛の介護において想定される疼痛の範囲は、<u>がん末期のペインコントロールに相当する程度であり、これらの病態に対し湿布（温・冷を問わない）、外用薬の湿布、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射が行われている場合を含む。</u></p>

● 障害程度区分認定調査員マニュアル及び市町村審査会委員マニュアルの送付について(平成18年3月17日付事務連絡)にかかる正誤表

○正誤表(「認定調査員マニュアル」)

項目	誤	正	頁
2-7	<p>「3. 一部介助」 (ア) 自分一人では移動ができないため、部分的に介助が行われている場合をいう。 (イ) 介護者が必要な場所へ移動するために手を添えたり、体幹を支えたり、敷居などの段差で車いすを押す等の介助が行われている場合も含まれる。</p>	<p>「3. 一部介助」 (ア) 自分一人では移動ができないため、部分的に介助が行われている場合をいう。 (イ) 介護者が必要な場所へ移動するために手を添えたり、体幹を支えたり、敷居などの段差で車いすを押す等の介助が行われている場合も含まれる。 <u>(ウ) 常に声かけをしなければならぬ場合や強い促し、助言が必要な場合も含まれる。</u></p>	23
4-2	<p>※着眼点 咀嚼(食べ物を噛む)とは異なり、えん下(飲み込む)という行為ができるかどうかのみに着目して評価する。咀嚼力、口腔内の状況(歯がない等)、<u>えん下と関連する精神面の問題(飲み込む意思がない等)の有無等</u>について評価する項目ではない。</p>	<p>※着眼点 咀嚼(食べ物を噛む)とは異なり、えん下(飲み込む)という行為ができるかどうかのみに着目して評価する。咀嚼力、口腔内の状況(歯がない等)について評価する項目ではない。</p>	29
5-2	<u>下着や靴下は含めない。</u>	削除	36
7	フ. 知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で食に関する <u>異常な行動</u> 、あるいは複数の行動が認められる場合をいう。	フ. 知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害で食に関する <u>行動障害</u> 、あるいは複数の行動が認められる場合をいう。	52
8	☆選択肢の判断基準	<p>☆選択肢の判断基準 <u>「8. 疼痛の看護」</u> <u>疼痛の介護において想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当する程度であり、これらの病態に対し湿布(温・冷を問わない)、外用薬の湿布、鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射が行われている場合を含む。</u></p>	55

○正誤表（「市町村審査会委員マニュアル」）

目次 No	誤	正	頁
IV-2	② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査項目のうちB項目群（行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目：16項目）の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態（プロセスⅡによる判定）	② 障害程度区分基準時間は、①に定める時間の範囲にないが、認定調査項目のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目（26項目（表1 IADLスコア表、表2 行動障害スコア表を参照））の結果を勘案して、①の状態に相当すると認められる状態（プロセスⅡによる判定）	90
IV-1	図2 市町村審査会資料（イメージ）	図2 市町村審査会資料（イメージ） 別添のとおり修正（基準時間の計算を正確な数字に修正した）	19

《市町村審査会資料》

取 扱 注 意

市町村審査会資料

平成18年 4月 6日 作成
 平成19年11月 1日 申請
 平成19年11月 1日 調査
 平成19年11月 7日 審査

合議体番号： 000001 No. 1

今回 申請区分： 更新申請 障害種別： 身体 年齢： 67 歳 性別： 女
 前回 二次判定結果： 区分1 障害種別： 身体/知的/精神 認定有効期間： 12 月間

1 一次判定等
 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果	プロセスⅠ 区分2	→	プロセスⅡ 区分2	食事	排泄	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
障害程度区分基準時間	41.7分			0.7分	0.5分	11.3分	4.2分	11.9分	0.1分	3.9分	9.1分

警告コード： 23, 26, 32, 52

2 判定調査項目

		調査結果	前回結果			調査結果	前回結果
A項目群							
麻痺拘縮	1-1. 麻痺 (左-上肢) (右-上肢) (左-下肢) (右-下肢) (その他)	ある		行動	7-7. 被害的 7-4. 作 話 7-9. 幻視幻聴 7-5. 感情が不安定 7-4. 昼夜逆転 7-8. 暴言暴行 7-6. 同じ話をする 7-7. 大声を出す 7-9. 介護に抵抗 7-7. 常時の徘徊 7-8. 落ち着きなし 7-7. 外出して戻れない 7-5. 一人で出たがる 7-7. 収集癖 7-7. 火の不始末 7-9. 物や衣類を壊す 7-7. 不潔行為 7-7. 異食行動 7-7. ひどい物忘れ		ときどきある
	1-2. 拘縮 (肩関節) (肘関節) (股関節) (膝関節) (足関節) (その他)	ある ある			週に1回以上	ほぼ毎日	
移動	2-1. 寝返り 2-2. 起き上がり 2-3. 座位保持 2-4. 両足での立位 2-5. 歩 行 2-6. 移 乗 2-7. 移 動	つかまれば可 自分で支えれば可 できない つかまれば可 見守り等 一部介助		特別な 医療	8-1. 滴の管理 8-2. 中心静脈栄養 8-3. 透析 8-4. ストーマの処置 8-5. 酸素療法 8-6. レスビレーター 8-7. 気管切開の処置 8-8. 疼痛の看護 8-9. 経管栄養 8-10. モニター測定 8-11. じょくそうの処置 8-12. カテーテル		ある
複雑動作	3-1. 立ち上がり 3-2. 片足での立位 3-3. 洗 身	つかまれば可 できない 一部介助		B1 項目群	9-1. 調理 9-2. 食事の配下膳 9-3. 掃除 9-4. 洗濯 9-5. 入浴の準備片付け 9-6. 買い物 9-7. 交通手段の利用	全介助 全介助 全介助 見守り、一部介助	
特別介護	4-17. じょくそう イ. 皮膚疾患 4-2. えん下 4-3. 食事摂取 4-4. 飲 水 4-5. 排 尿 4-6. 排 便	見守り等 見守り等	見守り等 一部介助 一部介助	B2 項目群	7-1. こだわり 7-2. 多動・行動停止 7-2. 不安定な行動 7-3. 自ら叩く等の行為 7-3. 他を叩く等の行為 7-7. 興味等による行動 7-8. 通常と違う声 7-7. 突発的行動 7-8. 反復的行動	毎日(外出のたび)	
身の回り	5-17. 口腔清潔 イ. 洗 顔 リ. 整 髪 エ. つめ切り 5-27. 上衣の着脱 イ. スボン等の着脱 5-3. 薬の内服 5-4. 金銭の管理 5-5. 電話の利用 5-6. 日常の意思決定	一部介助 見守り等 特別な場合以外可		C項目群	6-34. 独自の意思伝達 6-44. 説明の理解 7-7. 過食反すう等 7-8. 薬量で意識的 7-7. 対人面の不安緊張 7-3. 意欲が乏しい 7-4. 話がまとまらない 7-7. 集中力が続かない 7-8. 自己の過大評価 7-7. 疑い深く拒否的 9-8. 文字の視覚的認識	月に1回以上	週に1回以上
意思疎通	6-1. 視 力 6-2. 聴 力 6-37. 意思の伝達 6-47. 指示への反応 6-57. 毎日の日課を理解 イ. 生年月日をいう リ. 短期記憶 エ. 自分の名前をいう オ. 今の季節を理解 カ. 場所の理解	やっとなえる できない できない					ときどきある
3 中間評価項目得点表							
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動	
67.3	36.4	38.0	81.3	85.4	76.4	93.5	

● 障害程度区分の医師意見書の取扱いについて（平成 18 年 3 月 31 日付事務連絡）にかかる正誤表

○正誤表

誤		正	
○ 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は以下のとおり。		○ 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は以下のとおり。	
検査項目	費用（平成 18 年診療報酬単価）	検査項目	費用（平成 18 年診療報酬単価）
血液採取（静脈）	120	血液採取（静脈）	120
末梢血液一般検査	230	末梢血液一般検査	230
血液疫学的検査判断料	1,350	血液疫学的検査判断料	1,350
血液化学検査（10 項目以上）	1,300	血液化学検査（10 項目以上）	1,300
生化学的検査（I）判断料	1,550	生化学的検査（I）判断料	1,550
尿中一般物質定性半定量検査	280	尿中一般物質定性半定量検査	280
単純撮影	650	単純撮影	650
写真診断（胸部）	850	写真診断（胸部）	850
フィルム（大角）	<u>140</u>	フィルム（大角）	<u>130</u>
合計	<u>6,470</u>	合計	<u>6,460</u>